

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

- 人事院規則一〇一五(職員の放射線障害の防止)の一部を改正する人事院規則(人事院一〇一五―一五)
- 人事院規則一五―一四(職員の仕事時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則(同二五―一四―二八)
- 人事院規則一五―一五(非常勤職員の仕事時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則(同二五―一五―一一)

〔告示〕

- 地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件(総務八二)
- 開設計画の認定を受けた者の名称の変更に関する件(同八三)
- 特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件の一部を改正する件(同八四)
- 原簿籍が滅失した件(法務一二四)
- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件(同二二五)

○日本国に帰化を許可する件
(同二二六)

○ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(外務八一)

○食糧援助に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の書簡の交換に関する件(同八二)

○関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のスウェーデン王国による廃棄に関する件(同八三)

○CADトレース技能審査の認定法人等の事務所所在地を変更する件
(厚生労働五五)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当り当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件(同五六)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件
(農林水産六二)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき登録認定機関の登録を更新した件
(同六一)

○保安林の指定を解除する件
(同六二)

○高速自動車国道に関する件
(国土交通二七一、二七二)

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
(同二七三、二七六)

○都市計画に関する件(同二七七)

○都市公園の供用を開始する件
(関東地方整備局八〇)

○都市計画に関する件
(北陸地方整備局一六)

○都市計画に関する件
(近畿地方整備局五九)

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(同六〇、六四)

○道路に関する件(同六五、六七)

○都市計画に関する件
(中国地方整備局三四)

○道路に関する件
(九州地方整備局五三、五四)

○都市計画に関する件(同五五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 外務省

〔官庁報告〕

官庁事項

平成六年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件(人事院公示八)

労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

〔資料〕

閣議決定等事項
機械受注統計調査報告(平成二十三年一月～実績～内閣府)

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生

関係
地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

業事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	業事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	業事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	業事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条に規定する特別給付金を受けける権利の請求	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護施設型医療施設の指定	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内において業務を行う者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年三月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に介護老人福祉施設	特定被災区域内の介護施設型医療施設	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者

介護保険法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員の登録	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第二項の規定に基づく衛生検査技師の免許	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者

○農林水産省告示第六百二十号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の三第一項の規定により財団法人日本醤油技術センターに係る地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての同法第十七条の二第一項の登録が、平成二十三年一月二十五日限り、その効力を失ったので、同法第十七条の三第五項の規定に基づき公示する。
平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第六百二十一号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。
平成二十三年三月十七日

一 農林水産大臣 鹿野 道彦
登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年十一月三十日 第八十五号
二 登録認定機関の名称及び住所
石川県 石川県金沢市鞍月一丁目一番地
三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物
四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1) 認定を行う区域
石川県
(2) 認定を行う事業所の所在地
石川県金沢市鞍月一丁目一番地

○農林水産省告示第六百二十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年三月十七日

一 解除に係る保安林の所在場所 香川県東かがわ市入野山字宗心一九二九の二
二 保安林として指定された目的 水源のかん養
三 解除の理由 道路用地とするため
四 解除に係る保安林の所在場所 香川県東かがわ市水主一六三三の二、一六三三の三、入野山字宗心一九二九の二
五 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
六 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第六百二十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年三月十七日

一 解除に係る保安林の所在場所 香川県三豊市山本町辻字竹谷五〇四〇の一六
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 農道用地とするため